

○特別有給休暇（就業規則第 25 条）

職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その請求により、特別有給休暇を与える。

- (1) 職員の出産 産前8週間以内(出産日を含む。多胎妊娠の場合においては10週間以内)
産後8週間（ただし、出産した職員が請求した場合には更に引き続いて
2週間の産後休暇を与えるものとする。）
- (2) 職員の配偶者の出産 職員の配偶者が出産するため病院に入院する等の日から当該出産
の日後2週間を経過する日までの間の3日以内
- (3) 結 婚 職員の結婚 7日以内
子女の結婚 2日以内
- (4) 忌 引 下記の日数以内

死亡したもの		血 族	姻 族	備 考
配 偶 者	10 日			生計を同じくする姻族の場合は、 血族に準じる。
父 ・ 母		7 日	3 日	
子		6 日	1 日	
祖 父 母		3 日	1 日	
兄 弟 ・ 姉 妹		3 日	1 日	
孫		1 日		
伯（叔）父母		1 日		
お い ・ め い		1 日		
その他の同居親族		1 日		

- (5) 業務上の負傷疾病 医師が必要と認める期間
- (6) 公民としての権利又は義務の遂行 必要とする期間
- (7) 自己啓発 職員が自己啓発のために研修会等へ参加する場合 3日以内
- (8) 天災地変その他不可抗力の事故により勤務不能と認められたとき 必要とする期間